

健康福祉委員会所管事務調査活動記録（案） （テーマ：いわゆる「ごみ屋敷」について）

令和4年2月8日の健康福祉委員会において、所管事務調査として今後扱うテーマの協議を行ったところ、委員から、いわゆる「ごみ屋敷」について提案があった。協議の結果、所管事務調査のテーマとすることを決定し、本市における関係課の対応状況の調査、参考人招致、先進自治体への視察など、精力的に委員会活動を実施してきた。

本活動記録は、これまでの活動経過、各委員の意見・要望や所感、委員会で一致した意見・要望を取りまとめ、今後の議会・委員会活動の一助となれるよう、記録として残すものである。

I 委員会の活動経過

・令和4年2月8日	委員会	所管事務調査として今後扱うテーマについて協議・決定
・令和4年3月10日	委員会	執行部の対応状況を調査した資料を委員間で共有
・令和4年4月13日	委員会	今後の調査の進め方について委員より提案 参考人の出席要求について決定
・令和4年5月11日	委員会	島田将太氏（保健と福祉の総合相談窓口「さーくる」所長） 本市の対応状況について執行部・参考人（島田氏）による説明・質疑
・令和4年6月10日	委員会	参考人の出席要求について決定 岸恵美子氏（東邦大学大学院看護学研究科教授） 視察について協議
・令和4年6月21日	委員会	視察について協議
・令和4年7月4日	委員会	宿泊を伴う視察先及び日程について決定 福岡市・北九州市・京都市（本テーマについては京都市）
・令和4年7月29日	委員会	いわゆるごみ屋敷について/セルフ・ネグレクトについて参考人（岸氏）による説明・質疑 新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、宿泊を伴う視察の実施の中止を決定 状況を見ながら日帰りの視察を検討していくことを決定
・令和4年9月20日	委員会	日帰りの視察候補地及び予定日について協議
・令和4年10月12日	委員会	日帰りの視察先及び日程について決定 東京都北区・東京都足立区
・令和4年11月2日	視察	①東京都北区視察（いわゆる「ごみ屋敷」対策について / 高齢者あんしんセンターサポート医事業について） ②東京都足立区視察（ごみ屋敷対策事業について）
・令和4年12月9日	委員会	視察の振り返り
・令和5年1月11日	委員会	執行部との意見交換
・令和5年2月8日	委員会	活動記録の取りまとめについて協議
・令和5年3月8日	委員会	活動記録について協議・決定

II 活動の概要

①今後の調査の進め方について協議概要（令和4年4月13日）

議題：今後の委員会で取り扱うテーマについて

委員から、いわゆるごみ屋敷の問題に対して、セルフ・ネグレクトの観点から調査を進めることについて提案があった。協議の結果、まずは、関係課から本市の対応状況について説明を受け、質疑を行うこととした。また、現場での対応状況について調査するために、保健と福祉の総合相談窓口「さーくる」所長に、参考人として出席を求めることとした。

●委員会記録は[こちら](#)

●委員会中継・資料は[こちら](#)

●委員会資料は[こちら](#)

（議会会議システム（Sidebooks））



②執行部からの説明・参考人招致の概要（令和4年5月11日）

議題：いわゆる「ごみ屋敷」の対応について

執行部：健康福祉局長、健康・高齢部長、地域包括ケア推進課長、保健所理事、地域保健課長、福祉サービス部長、地域福祉課長、生活支援課長

参考人：島田将太氏（保健と福祉の総合相談窓口「さーくる」所長）

本市でいわゆるごみ屋敷に住んでいる人の問題をどのように把握しているかを調査するため、主に、「住人が抱えている問題の相談はどこで受けているか」、「住人はどのような問題を抱えているのか」、「その問題の解消に向けてどのような対応を行っているのか」について、関係課から本市の対応状況について説明を受け、質疑を行った。また、参考人として、保健と福祉の総合相談窓口「さーくる」所長にも出席を求め、現場での対応状況について説明を受け、質疑を行った。

●委員会記録は[こちら](#)

●委員会中継・資料は[こちら](#)

●委員会資料は[こちら](#)

（議会会議システム（Sidebooks））



③参考人招致の概要（令和4年7月29日）

議題：いわゆるごみ屋敷について/セルフ・ネグレクトについて

参考人：岸恵美子氏（東邦大学大学院看護学研究科教授）

「不衛生な家屋で生活するセルフ・ネグレクト」として、主に、「セルフ・ネグレクトとは」「セルフ・ネグレクトのリスク要因、実態」「極端に不衛生な家屋（いわゆるごみ屋敷で生活する人の特徴）」「セルフ・ネグレクトの人への支援のプロセス」「地域包括ケアにおける課題と対策」について説明を受け、質疑を行った。

●委員会記録は[こちら](#)

●委員会中継は[こちら](#)

●委員会資料は[こちら](#) ※
（議会会議システム（Sidebooks））



※資料の取扱い注意

参考人より、資料の二次利用及び中継への添付は控えてもらいたい旨申し出あり

④視察の概要（令和4年11月2日）

同行理事者：健康福祉局長、保健所理事、地域福祉課長

委員からの提案や参考人から紹介のあった先進自治体を候補として視察先を調整し、東京都北区及び足立区へ視察を行った。なお、各自治体ともごみ屋敷に係る窓口は環境部門だが、庁内の関係機関（保健所や福祉部門）との連携を中心に、支援・対応、主な取組事例、事業の効果、今後の課題や方針等について説明を受け、質疑を行った。

東京都北区：いわゆる「ごみ屋敷」対策について / 高齢者あんしんセンターサポート医事業について

◆いわゆる「ごみ屋敷」対策について

●事業の概要

平成30年度に、周辺に著しく悪影響を与えるなど、それまでも課題としていた案件を解決するために、生活環境課が全体の調整役として案件に当たったことから始まり、令和元年度に住居荒廃対策庁内検討会設置要綱を制定し、事務局として庁内各課にいわゆるごみ屋敷と言われるものについて実態調査を実施した。令和2年度までに、ごみ屋敷の定義や対応・連携方法等を検討し、令和3年度に、所掌事務として組織規程に明記し、ごみ屋敷対策担当を設置、あわせて、ごみ屋敷対策に係る要綱を制定した。令和4年度からは、総合窓口として専用電話を一般公開し、本格的に対応を開始した。

体制として、まず、区民からの相談・問合せなどがあった場合、生活環境課が総合窓口となり、関係する部署（まちづくり部、地域振興部、危機管理室、福祉部、保健所、土木部、清掃事務所など）を主なメンバーとした対策チームで対応をしている。また、連携先として、警察・消防、社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センターなどと情報交換をしながら、対応に当たっている。

◆高齢者あんしんセンターサポート医事業について

●事業の概要

「長生きするなら北区が一番」を実現することが、北区の基本計画における優先課題の1つと位置づけられ、その施策推進のために、平成23年度に北区全高齢者実態把握調査を実施した。学識経験者を中心とした研究会を設置し、課題の検討を行う中で、高齢化が進んでいる北区では、地域との関わりの少ない独り暮らし高齢者が増加傾向にあり、認知症を合併する方も多いため、医療・介護につながらない高齢者の緊急時の対応に様々な困難を伴っているという課題が出てきた。この解決のため、平成24年度に新規事業として、高齢者あんしんセンターサポート医を配置した。この事業は、高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）に非常勤医師を配置し、医療依存度の高い高齢者や介護・医療サービスにつながらない高齢者の相談対応等、高齢者あんしんセンターを医療的側面から支援している。

サポート医の業務として、高齢者あんしんセンターからの医療に関する相談対応、医療・介護につながらない独り暮らし高齢者や認知症高齢者の訪問相談（同行訪問）、介護保険認定のための主治医意見書の作成、成年後見制度審判請求のための診断書及び鑑定書の作成、退院支援のアドバイス等、王子・赤羽・滝野川の圏域ごとの情報交換・事例検討への参加、地域医療連携推進会議への参加等を行っている。

●視察記録・資料は議会事務局にて閲覧

東京都足立区：ごみ屋敷対策事業について

●事業の概要

足立区のごみ屋敷対策は、原因者の支援に重点を置いて、関係所管と連携し粘り強く取り組んでいる。強制的にごみを片づけるだけでは、いつかは再発をしてしまうため、時間、労力がかかるが、原因者が抱える問題を一つ一つ解決する、きめ細やかな対応は足立区モデルとして、注目をされている。

足立区では、ごみ屋敷、不法投棄、空き家といった、これまで行政が手を出せなかった民有地対策の総合窓口として生活環境保全課が設置されており、また、足立区生活環境の保全に関する条例に基づき、ごみ屋敷改善のための対策に取り組んでいる。条例の特色として、指導・勧告・命令・公表・代執行が可能であり、それ以外にも、雑草の除去や樹木の伐採、廃棄物の処分等、区が自ら支援すること、また、区が行って、所有者から区へ委託料を納入する委託制度も定めている。

足立区モデルとされるものとして、ケース診断会議があり、原因者に合った支援を検討している。庁内の福祉、介護、医療等の専門部署が集まって、原因者が抱える問題を解決しながら対応し、片づけた後も生活できるように対策方針を検討している。また、支援や代執行をする際に、弁護士、医者、学識経験者、民生委員など、第三者の意見を求める生活環境保全審議会を設置している。

●視察記録・資料は議会事務局にて閲覧

※資料の取扱い注意

足立区より、資料の SNS 等での拡散は控えてほしい旨申し出あり

⑤視察の振り返りの概要（令和4年12月9日）

議題：行政視察の振り返り及び閉会中の所管事務調査について

11月2日に行った視察の振り返りを行った。主な発言は以下のとおり。

「いろんな手段を使いながら解決していくという強い姿勢が両自治体から感じられた」

「いわゆるごみ屋敷という課題は、行政の課題が凝縮されている課題である。組織全体で関わっていく力が問題の解決にとっては大切な視点かと思う」

「福祉分野は、今後、重層的支援体制整備事業など、幾つもの所管を超えた事業を構築しなくては行けないが、そういったことへのヒントにもなった」

「人口規模や都心からの位置など、類似する点があり参考になった。所管がまたがるようなことをつなげたり、包括的に取り上げていくのが議会の強みでもある」

「健康福祉以外の所管の部署との連携などとなったときに、私たちのほうの縦割りもあり、健康福祉として今後どう取り上げていくのかは、これからの課題である」

「行政が強い方向性を示してくれている現場は、一定の働きやすさや物事の解決のしやすさがある」

「担当課が自分事と捉え、解決に向け動いていく、連携を取ることを前提とした組織やスキームの作成が重要である」

「庁内連携がまずは大事。本市の連携ではどんな課題があるのか解明できたら。その先にどんな支援があるといいのか検討できれば」

●委員会記録は[こちら](#)

●委員会中継は[こちら](#)

●委員会資料はなし



⑥執行部との意見交換の概要（令和5年1月11日）

議題：いわゆる「ごみ屋敷」について

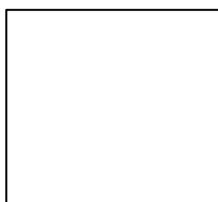
執行部：健康福祉局長、健康・高齢部長、地域包括ケア推進課長、保健所理事、地域保健課長、福祉サービス部長、地域福祉課長、生活支援課長

これまで、執行部に対しては、本市の対応状況についての説明や視察への同行を求めるほか、参考人が委員会に出席する際は傍聴を許可してきた。これらの活動を振り返って、まず、執行部から所感や今後の考え方を聞き、その後、議員と執行部との間で意見交換を行った。

●委員会記録は[こちら](#)

●委員会中継は[こちら](#)

●委員会資料はなし



Ⅲ 意見・要望

令和5年1月11日の健康福祉委員会において、これまで実施してきた所管事務調査を記録としてまとめることに決定した。また、これまでの調査を踏まえて、各委員から執行部に対する意見・要望や所感を募集し、本活動記録に掲載することとした。

各委員の執行部に対する意見・要望

岩井友子委員長

・いわゆる「ゴミ屋敷」については、セルフネグレクトによる孤独死・孤立死につながる問題や、不衛生な地域の住環境の問題があり、市としていわゆる「ゴミ屋敷」に対する積極的な対応を求めたい。

現在、健康・高齢部、保健所、福祉サービス部、環境部などいくつもの部局が個別に対応してきているが、いわゆる「ゴミ屋敷」について部局間の連携を行う仕組みを作り、問題解決の経験を蓄積しさらに効果的な対応ができるようにしてほしい。

重層的支援ではさーくるが調整機能を持つことになるようだが、いわゆる「ゴミ屋敷」については部局にまたがって行政が直接支援することが必要になることが考えられるので、役所内に調整機能を持つ機動的な事務局を配置すべきと考える。

現在、いわゆる「ゴミ屋敷」に関しては「市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」があるが、セルフネグレクトなどへの対応は福祉や介護、医療などの支援が必要であり、市としていわゆる「ゴミ屋敷」に取り組むための組織や運営を定める新たな条例の制定も求めたい。

岡田とおる副委員長

・市としての方針定めて、市民との共通の理解と共に、市内状況に適切に手当てができる体制を速やかに構築されることを望む。

対象を広く捉え、地域包括ケアシステムと新たな地域連携づくりの一環として積極的に取り組んで頂きたい。

つまがり俊明委員

・今後も高齢化により、ごみ屋敷の問題は多くなっていくと思います。

福祉部と環境部の連携をさらに深め、市民の意識啓発のきっかけとするためにも、条例制定を含めた一歩踏み込んだ対応をお願いしたいです。

鈴木和美委員

・所管がまたがる対応が必要な事例が多いが、船橋市の問題意識はあまり高くないように感じた。

研修会や先進事例を視察し、他市の対応を把握出来たと思うので今後、市として対応を考えるのかどうかも含めて協議してみてもどうか。委員会の答弁を聞いている中で主体的に動く部署が見えてこなかったのが協議するにあたり筆頭となる課を決めていただくことを要望する。

上田美穂委員

・重層的支援体制整備事業の準備をして頂いております。

その検討をする際、環境部も是非入ってもらって「ゴミ屋敷」に対応する方法を検討頂きたいです。

石崎幸雄委員

- ・健康福祉委員会として取り組んだ標記課題について、本市の調査結果、岸恵美子参考人の知見および視察・調査した東京都北区・足立区の取り組みなど貴重な情報を得ることができました。ぜひとも本市において最重要課題として、福祉局を中心に全庁的に施策の方向性を検討していただき、市民一人ひとりの生活改善に向け取り組んでいただきたい。
- ・住居の荒廃は、高齢者だけの問題ではないことが明らかになっています。若者世帯、家族がいる所帯でも散見され、全ての年代がかかわる可能性があります。発生原因は、社会からの孤立、疾病、経済的問題など多岐にわたります。住居の荒廃が近隣に迷惑をかけ、近所から阻害される危険性があり市民の日常生活が心配されます。市が当事者と近隣の調整役を果たしてくれる機能を持っていただきたい。
- ・行政がセルフネグレクトを重要課題と認識するが、取り組みが進まない理由のひとつに、セルフネグレクトの概念が定まっていないことが指摘をされています。事案は各それぞれ特徴があり一概には整理できず、よって分析も困難がありますが、セルフネグレクトの概念を定め、事案ごとの課題改善に取り組んでいただきたい。
- ・セルフネグレクト高齢者の孤独死、この深刻な状況打開に早急に取り組んでいただきたい。支援を求めることができない支援を必要な人を見逃さない施策を切望いたします。

宮崎なおき委員

- ・外部（さーくる）の調整ではゴミ屋敷の解決のイメージがつかない。
- ・本庁の中できちんと担当をつくるべき。

日色健人委員

- ・いわゆる「ごみ屋敷」問題は、当事者本人の健康、安全を脅かすのみならず、近隣住民をはじめ、地域社会の安全を阻害し不安を呼び起こす、影響の大きい問題である。今回、議員からの提案を受け、多くの議員が賛同して所管事務調査として取り上げられたことから明らかなように、本市において身近な、かつ解決の難しい問題として市民生活の中に既に数多く存在しており、この事実を行政は軽視すべきではない。行政が対応すべき新たな課題として認識を改めるべきである。
- ・実際に、令和4年2月21日付資料からも明らかなように、少なくない件数を既に庁内各部署が取り扱っているにもかかわらず、各部署がそれぞれに対応するにとどまっており、実数の把握がされていない。いわゆる「ごみ屋敷」の定義を明確にし、実態の把握を行うとともに、共有すべきではないか。
- ・実態の把握には、他市の手法を参考にすることはもちろん、市民の協力が不可欠である。個人の財産権またプライバシーをはじめとする個人の尊厳を冒すことの無いよう十分に配慮しつつ、市民からの情報提供を受けるなど、潜在的なものも含めたより具体的な「ごみ屋敷」の把握が必要ではないか。
- ・こうした把握には、庁内に部局横断的な組織ないしプロジェクトチームの立ち上げが必要ではないか。福祉部局、環境部局のどちらかと限ることなく、窓口は幅広く受け付けるべきである。
- ・いわゆる「ごみ屋敷」問題の解決には、様々な角度からのアプローチが必要であり、多くは長期間の対応が必要となる。少数の専任担当者に押し付け、任せきりとなることのないよう、幅広い庁内各部局からの参画を求め、チームとして対応することが必須ではないか。

- ・過日の委員会では、今後の方針として「重層的支援体制整備事業」の中で相談を受け付け、対応していくとのことだったが、それで本当に十分か。現在の対応と結局は変わらないまま、ということにならないか。
- ・今後、高齢化の更なる進展等により、セルフネグレクト状態の高齢者が増加することに伴い、本市においてもいわゆる「ごみ屋敷」問題が一層増えることとなるのではないかと危惧するが、そうした危機感はないか。今の時点で支援体制を整備し、解決に向けたノウハウを蓄積していくべきではないか。
- ・仮に、特段の新たな体制を敷くとまではいかないまでも、「重層的支援体制整備事業」の中で取り扱う場合、包括的相談支援事業ないし多機関協働事業の典型的な一類型として明示し、把握から解決（継続的な支援）の流れを庁内で共有するとともに、市民にも周知するなどしてはどうか。
- ・繰り返しとなるが、いわゆる「ごみ屋敷」問題は、今後も増加が危惧される現在進行形の課題であり、行政課題として認識し、組織的な対応を検討すべき課題である。その重大性を踏まえ、部局を横断する複雑な課題の解決のために必要であれば条例の制定も有効な手段であり、他市事例の検討を行うべきではないか。

林利憲委員

- ・「いわゆるゴミ屋敷から考えるセルフネグレクト問題」について行政に求めることについては、庁内の各部との連携体制の強化、問題の把握、解決に向けてのスキーム体制を作り、本市、健康福祉局内において取り組みを進めていく事を強く望むことであります。本市においては、保健と福祉の総合相談窓口「さーくる」を中心として取り組みを進めてきたところですが、全てを網羅しての問題の把握・相談の内容は多岐にわたって来ており、一時的な解決、その問題が真に求める解決に繋がる事があったとしても、それを全庁的に積み上げていく事は困難であると考えます。（各部で一時的でも解決が出来てしまうことがあるため）今期、委員会の委員として望む事は、健康福祉委員会の視察で見てきたような、一つのスキームや窓口部署を設け、問題の解決や取り組みの蓄積を行うことが今まさに必要な時代になっているものと考え要望いたします。

今仲きい子委員

- ・ごみ屋敷に関する相談先の明確化、周知（さーくる、地域保健課）
- ・担当者の配置
- ・庁内における事例の共有
- ・相談～改善へのフローの明示

委員会における協議の結果、一致した意見・要望は次とおりである。

委員会としての意見・要望

IV 所感

岩井友子委員長

- ・いわゆる「ゴミ屋敷」について、地域で困っている事例をみてきたが、行政の様々な部局もこれまでも個別に対応し、苦慮してきていることがわかった。同時に、行政内部の連携があればもっと効果的に対応できることがあるのではないかと思った。岸恵美子教授のセルフネグレクトの話は、いわゆる「ゴミ屋敷」の問題は孤立死・孤独死につながる生存権にかかわる課題であることを学んだ。北区、足立区への視察ではゴミ屋敷の係が設置され、様々な職種が連携する仕組みができていることは参考になった。

健康福祉常任委員会委員が日ごろの活動の中でいわゆる「ゴミ屋敷」の問題が本市にとって課題だと感じてきたことから、所管事務調査として取り組むことになったが、積極的な委員の提案や意見によって充実した調査ができたことに感謝したい。

岡田とおる副委員長

- ・いわゆるゴミ屋敷と言うキーワードから、幅広く市内の諸問題に向き合う事につながった。個々の事案を入り口として、全ての世代に必要な支援とは何か、そのための市としての体制をどうすべきかを見つめ直し、これからの状況に沿った支援体制の構築を目指すきっかけとなったと感じている。

つまがり俊明委員

- ・複数部署にまたがることを部分最適ではなく全体最適で考えるということこそ、議会の強みだと感じました。委員会の所管の範囲は大事ですが、市民生活のためですから、主管は健康福祉委員会、共管として市民環境経済委員会と捉えて柔軟に対応しても良いのではないかと感じました。

鈴木和美委員

- ・所管がまたがる対応が必要な事例が多く初期の対応が非常に重要である。
視察や研修で先進事例を学ぶことができ、同様な手法が船橋市でも使えると考える。
委員会として本気で取り組むのであれば条例または規則を制定する準備を始めるなど執行部の対応を求めるだけでなく主体的に動かなければならないのではないかと。
その中で執行部と議会の協調が取れば解決に向けて進める。

上田美穂委員

- ・船橋市の環境部は「ふれあい収集事業」で、福祉との連携をする土壌が出来ていると感じます。きっとよい連携が出来ると思います。

石崎幸雄委員

- ・病気や障害による判断力の低下、不足は、私たちの宿命であるのでしょうか。
自分の健康や安全を損なう行動・行為をして、自分で自分を守れない、自分を構うこともできなくなることも人生なのでしょう。
自分の行動・行為が人様に迷惑をかけてしまうこと、これは悲しい性なのでしょう。
委員会活動を通し、避けられそうもない認知障害に立ち向かう我人生のスタートラインに立ちました。今後の仕事に生かしていく覚悟です。

- ・日色委員よりお示しいただき、委員会として進めた調査研究の委員会進め方について

- ①本市の取組についての調査・報告
- ②研究者の参考人、講師としての招聘
- ③先進自治体の行政視察
- ④提言及び報告

これらは今後の委員会運営型として活用していただける内容と敬服いたします。

宮崎なおき委員

- ・いままで、ゴミ屋敷と何件も関わっていて感じたことは、行政が積極的に介入をしてくれなくて、自分たちでどうにかしないといけない。行政に相談しても、動きが見えなかったり、包括には、権限等が無いなど、委託を受けているとはいえ、民間法人での対応に限界がある。それを先進区では、行政が主体となり関わることで解決に向けてのアプローチが出来ているのを感じた。

日色健人委員

- ・議員からの提案をきっかけとして、委員会の所管事務調査が継続して行われたことをまずは評価する。正副委員長また書記のご尽力に感謝するとともに、建設的な議論が成立する委員会に所属して活動できたことを嬉しく思っている。
- ・いわゆる所管の壁をまたがるような課題について、これまでは委員会の所管事務調査としては敬遠されがちであったが、「ゴミ屋敷で困っている人」に着目する、として福祉的な観点から当委員会の所管事務調査で取り上げることができたのは良かったと感じている。一方で、今後の体制の在り方など、更なる議論のためには、当委員会単独での議論には限界があり、来期以降の展開を期待したい。
- ・委員会の所管事務調査は、能動的な議会活動の中核をなすものであり、議会に対する市民の信頼を獲得するためにも必須のものである。そのためには、党派性を越え、皆が課題と思うテーマの選定が重要であり、今回はそれが奏功したケースとも考えられる。この経験を多くの議員が共有し、来期以降、更なる活発な委員会活動が行われるよう期待したい。

林利憲委員

- ・委員会として活動をしてきました「いわゆるゴミ屋敷から考えるセルフネグレクト問題」について、最も重要として考えることは問題が起きる根幹は、決して表面的（起きている事案）ではなく、深層的に取り組んでいかななくては解決できない問題であるという事が分かりました。起きている事柄を解決では、また繰り返し問題が発生してしまうのは当然の事であり、どの様に起きている事案を深層的に分析をして、庁内で把握をして、解決に向けて取り組んでいく事であると考えます。それには、庁内部署の連携は基より、一つの窓口を設け、長期的に取り組んでいく必要があるものと考えます。視察に行った、足立区や北区を見ても、いかに庁内で連携をしていくのか、一つのスキームを持って、計画的に問題に取り組み、困っている方に対して支援に繋げていくのが、非常に重要となってくるものと感じております。各課の問題をいかに吸い上げ、その問題を自分事と捉えていく事が、本当に支援を必要とされている方に届く最も重要な事柄であると考えます。

今仲きい子委員

- ・いわゆるゴミ屋敷（以下、ゴミ屋敷）に取り組む上で「本人が支援を望まない」「対応する法的根拠

がない中で行政がどこまで出来るのか」という課題がある。しかし、誰もが自らそうした状況を生じているとは限らないという認識を持ってほしい。

認知症、経済的困窮、身体的能力の低下等の「個人の問題」だけが要因ではなく、家族関係の変化、地域との関わりが乏しくなり孤独・孤立状態も考えられる。こうした「社会環境の変化」からセルフ・ネグレクト状態に陥り、結果としてごみ屋敷状態に陥っている状況が考えられる。

- ・現在の本市におけるごみ屋敷についての相談は、相談を受けた課で、出来る範囲の対応を行っている。しかし、ごみ屋敷に至る背景は様々、複雑なケースが多いようだ。さらに、長期・継続的、また多角的な視点で世帯全体への支援が必要となるため課・部を超えたチームでの対応が求められる。
- ・ごみ屋敷を生み出す人に見られる背景には精神疾患関連が7割に上っていた(※)。本市調査(R4.2)における精神保健福祉への相談数は少ない。ごみ屋敷問題を考える上では精神科専門職の積極的な参加が必要だと考える。

(※)『自治体による「ごみ屋敷」対策－福祉と法務からのアプローチ』公益財団法人 日本都市センター [自治体による「ごみ屋敷」対策－福祉と法務からのアプローチ | 公益財団法人日本都市センター \(toshi.or.jp\)](http://toshi.or.jp) 全文ダウンロード [report181.pdf \(toshi.or.jp\)](http://toshi.or.jp/report181.pdf)

うち、第2章「荒廃した居住の住人に対する精神保健福祉的介入の在り方」東京都立中部総合精神保健福祉センター副所長 菅原誠

健康福祉委員会

委員長	岩井友子
副委員長	岡田とおる
委員	つまがり俊明
	鈴木和美
	上田美穂
	石崎幸雄
	宮崎なおき
	日色健人
	林利憲
	今仲きい子